

国内措置のあり方に関する主要論点について

国内措置のあり方に関する論点	議定書の参考条文
<p>(1) 遵守(15条1及び16条1)に関する国内措置</p> <p>例えば、他の締約国のABS法令等に従い、PICにより取得され、MATが設定されていることとなるような、適当で効果的な、かつ均衡のとれた立法上、行政上又は政策上の措置として、適正に利用する者に不合理な負担がかからないように留意し、議定書の規定を十分に満たす措置とはどのような仕組みか。</p>	<p>14条 2 締約国は、秘密の情報の保護を妨げられることなく、この議定書によって必要とされている情報及びこの議定書の締約国会合としての役割を果たす締約国会議による決定に従って必要とされる情報を取得の機会及び利益の配分に関する情報交換センターに提供する。これらの情報には、次のものを含める。</p> <p>(a)取得の機会及び利益の配分に関する立法上、行政上及び政策上の措置</p>
<p>(2) 遵守に関する国内措置の適用の範囲</p> <p>適用の前提について</p> <p>例えば、遵守(15条1及び16条1)に関する措置を実施するためには、提供国においてPICの発給が制度化され、MATが成立していることが前提となるのではないか。即ち、提供国のアクセス制度(6条及び7条)に法的な確実性、明確性及び透明性が与えられて実施されていることが必要ではないか。また、ABS-CHに提供国のアクセス制度が提供されている必要があるのではないか。</p> <p>適用の時期について</p> <p>例えば、遵守(15条、16条及び17条)に関する措置の適用時期は、議定書が発効し、国内措置が実施された以降にアクセスする遺伝資源等になるのではないか。</p> <p>適用の対象について</p> <p>例えば、遵守(15条及び16条)に関する措置の適用対象は、提供国から直接取得した遺伝資源等以外(第三者へ譲渡されたもの等)や、遺伝資源等の利用以外の目的で入手したもの(商品(コモディティ)等)を、遺伝資源等の利用として用いる場合は対象になるのか。</p> <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 商業的な利用と非商業的な利用への対応 ・ MATの内容に関する遵守への関与 ・ ITPGR-FAとの関係 	<p>15条 1 締約国は、自国の管轄内で利用される遺伝資源に関し、取得の機会及び利益の配分に関する他の締約国の国内の法令又は規則に従い、事前の情報に基づく同意により取得されており、及び相互に合意する条件が設定されていることとなるよう、適当で効果的な、かつ、均衡のとれた立法上、行政上又は政策上の措置をとる。</p> <p>16条 1 締約国は、遺伝資源に関連する伝統的な知識であって自国の管轄内で利用されるものに関し、原住民の社会及び地域社会が所在する他の締約国の国内の法令又は規則であって取得の機会及び利益の配分に関するものに従い、事前の情報に基づくこれらの社会の同意により又はこれらの社会の承認及び参加を得て取得されており、並びに相互に合意する条件が設定されていることとなるよう、適宜適当で効果的な、かつ、均衡のとれた立法上、行政上又は政策上の措置をとる。</p>

<p>(3) チェックポイントについて</p> <p>チェックポイントでの遺伝資源等の利用の監視について</p> <p>例えば、適正に利用する者に不合理な負担がかからないように留意し、議定書の規定を十分に満たす、遺伝資源等の利用の監視及び透明性を高める措置とはどのような仕組みか。</p> <p>情報の収集と提供</p> <p>例えば、チェックポイントではどのような情報をどのように収集し、また、透明性を高めるためどのような措置を行うべきか。</p>	<p>17条1 締約国は、遵守を支援するため、適当な場合には、遺伝資源の利用について監視し、及び透明性を高めるための措置をとる。当該措置は、次のことを含む。</p> <p>(中略)</p> <p>()当該関連情報(利用可能な場合には、国際的に認められた遵守の証明書から得られる情報を含む。)は、秘密の情報の保護を妨げられることなく、関連する国内当局、事前の情報に基づく同意を与える締約国及び適当な場合には取得の機会及び利益の配分に関する情報交換センターに提供すること。</p> <p>(以下、略)</p>
<p>(4) 不履行の状況への効果的な対処について</p> <p>遵守</p> <p>例えば、遵守(15条2及び16条2)に関する措置の不履行の状況について、立法上、行政上又は政策上、どのような仕組みにより対処することが、適当で効果的なかつ均衡のとれたものとなるか。</p> <p>チェックポイントからの情報要求</p> <p>例えば、チェックポイントからの情報要求(17条1(a)(ii))に関する不履行の状況について、どのような仕組みにより対処することが、適当で効果的なかつ均衡のとれたものとなるか。</p>	<p>15条2 締約国は、1の規定に従ってとられた措置の不履行の状況に対処するため、適当で効果的な、かつ、均衡のとれた措置をとる。</p>
<p>(5) 遺伝資源等への主権の行使の必要性について</p> <p>6条は当該締約国が別段の決定を行う場合には国内PIC制度を設けないことができることを規定しているが、国内PIC制度を我が国に導入すべきかどうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国内の遺伝資源等の取得の事前同意 ・ 遺伝資源等の利用から生じる利益の配分 ・ 遺伝資源等に関する種や生息・生育環境の保全 <p>その際、例えば、国内PIC制度を設けた場合のメリット・デメリットにはどのようなものがあるか。また、制度的な検討課題にはどのようなものがあるか。</p>	<p>条約15条1 各国は、自国の天然資源に対して主権的権利を有するものと認められ、遺伝資源の取得の機会につき定める権限は、当該遺伝資源が存する国の政府に属し、その国の国内法令に従う。</p> <p>6条1 遺伝資源の利用のための取得の機会が与えられるためには、天然資源に対する主権的権利の行使として、かつ、取得の機会及び利益の配分に関する国内の法令又は規則に従い、当該遺伝資源</p>

	<p>を提供する締約国(当該遺伝資源の原産国であるもの又は条約の規定に従って当該遺伝資源を獲得した締約国であるものに限る。)が事前の情報に基づいて同意することを必要とする。ただし、当該締約国が別段の決定を行う場合を除く。</p>
<p>(6)その他 国内の利用者は、自らどのような対応をとるべきか。 遺伝資源等の適正な利用をどのように推進すべきか。 遺伝資源等の利用者へのABS制度の周知と普及啓発をどのように推進すべきか。</p>	